

障害者手帳を持ったら・・・

●障害者手帳の申請は、

市役所 障がい福祉課

療育手帳

P.1～P.2

知的障がいのある人が、さまざまな支援を受けやすくするために交付されます。

精神障害者保健福祉手帳

P.1～P.2

精神疾患によって、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に交付されます。

身体障害者手帳

P.1、P.3～4

身体に障がいのある人が、さまざまな支援を受けやすくするために交付されます。

P.5～8 障害福祉サービス

- ・訪問系サービス P. 5
- ・居住系サービス P. 6
- ・日中活動系サービス P. 6～7
- ・相談支援のサービス P. 7
- ・障害児通所支援 P. 8

P. 9 移動支援・日中一時支援サービス

- ・サービス・給付の内容 P. 9

P.10～11 医療費の助成

- ・自立支援医療(更生医療) P. 10
- ・自立支援医療(育成医療) P. 10
- ・自立支援医療(精神通院) P. 10
- ・浦添市重度心身障害者(児)医療費助成 P. 10
- ・その他の医療制度 P. 11

P.12～14 補装具、日常生活用具の給付ほか

- ・補装具の給付 P. 12
- ・日常生活用具の給付 P. 12～13
- ・住宅改造費の助成、福祉電話設置費の助成 P. 14
- ・リフト付きバス運行事業 P. 14
- ・重度身体障がい者紙おむつ支給事業 P. 14
- ・車いすの貸し出し P. 14

P.15～24 その他

- ・各種手当、年金、扶養共済制度 P. 15～16
- ・税金・公共料金等の割引 P. 17～18
- ・各種交通の割引 P. 18～19
- ・施設入場料等の割引 P. 20
- ・その他 各種制度 P. 21～23
- ・相談支援の窓口 P. 23
- ・関係機関連絡先 P. 24